3) その他環境保全計画等

① 北九州地域公害防止計画

公害防止計画は、現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ 公害の防止を図ることが著しく困難である地域等について、知事が策定する計画であり、事業実 施想定区域が位置する北九州市では、昭和 47 年度に策定され、各種公害防止施策が講じられて きた。

計画に基づく様々な取組により、地域の環境質は大きく改善されたが、周防灘等の水質汚濁など改善すべき課題も残っており、引き続き公害防止に係る施策を総合的・計画的に推進する必要があることから平成23年度に令和2年度を目標とする新たな公害防止計画が策定された。概要は表3.2-62のとおりである。

なお、立法当初の目的が達成されたとして令和2年度末に「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(公害財特法)」は失効した。一方で引き続き公害対策の必要がある一部の地域については、公害財特法の失効後5年間(令和3~7年度)の財政措置が行われている。

表 3.2-62 北九州地域公害防止計画の概要

項目	概要		
計画期間	平成23年度から令和2年度までの10年間		
十 無細題	①響灘及び周防灘海域、及び豊前地先海域の水質汚濁の防止を図る		
主要課題	②洞海湾(川代泊地)のダイオキシン類による底質の汚染の防止を図る		
	以下に定める事業は、北九州地域公害防止計画における主要課題に係る環境		
	基準の達成又は人の健康若しくは生活環境に係る被害の防止に資するものと		
	して位置づけるものである。		
公害防止	1. 下水道の設置又は改築の事業		
対策事業	(1)北九州市公共下水道における終末処理場の改築		
	(2)北九州市公共下水道の設置及び改築((1)に該当するものを除く。)		
	2. しゅんせつ、導水等の事業		
	(1)洞海湾(川代泊地)におけるしゅんせつ及び覆土		

「北九州地域公害防止計画」(福岡県、平成24年3月) より作成

② 北九州市環境基本計画

北九州市では、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 19 年 10 月に北九州市環境基本計画(以下、計画)を策定し、以降 2 度の改定を経て、市民、団体、企業、研究機関、行政等が一丸となり、「世界の環境首都」の実現に向けた取組を進めてきた。

このような中、近年の社会動向の変化や新たな課題に対応しつつ、引き続き、市民の安全で快適な生活環境を確保し、持続可能な社会を実現するため、令和 12 年度(2030 年度)までを計画期間とした計画を令和 6 年 10 月 18 日に策定(改定)した。北九州市環境基本計画の概要は表3.2-63 のとおりである。

表 3.2-63 北九州市環境基本計画

項目	概要			
計画期間	令和6年度から令和12年度までの7年間			
基本理念	「真の豊かさ」にあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐ			
	重点的に取り組む4つの政策目標は以下のとおり			
	政策目標 I 脱炭素(カーボンニュートラル)社会の実現			
政策目標	政策目標Ⅱ 循環経済(サーキュラーエコノミー)システムの構築			
	政策目標Ⅲ 生物多様性の増進と環境保全の推進			
	政策目標IV 環境国際ビジネス拠点化の推進			
	各政策目標に対する基本施策は以下のとおり			
	政策目標 I 脱炭素(カーボンニュートラル)社会の実現			
	(1) エネルギーの脱炭素化			
	(2) イノベーションの推進			
	(3) 脱炭素型ライフスタイルの推進			
	(4) ゼロカーボンドライブや持続可能な公共交通ネットワーク等の推進			
	政策目標Ⅱ 循環経済(サーキュラーエコノミー)システムの構築			
	(1) 家庭ごみの減量・リサイクルの推進			
	(2) 事業系ごみの減量・リサイクルの推進			
	(3) 循環経済システムを支える基盤を活かした「地消・地循環」の推進			
	(4) サーキュラーエコノミーの社会実装の推進			
基本施策	政策目標Ⅲ 生物多様性の増進と環境保全の推進			
	(1) 自然の適切な保全と回復			
	(2) 自然を活用した多様な課題の解決			
	(3) 自然を大切にする価値観の形成			
	(4) 都市環境の保全			
	(5) 化学物質や有害物質の適正管理、適正処理			
	政策目標IV 環境国際ビジネス拠点化の推進			
	(1) 企業への支援機能の強化			
	(2) 環境国際協力の基盤強化			
	(3) 国内外の関係機関等との連携			
	(4) 戦略的な広報の推進			
	(5) アジアカーボンニュートラルセンターの機能・体質強化			

「北九州市環境基本計画」(北九州市、令和6年10月) より作成

③ 北九州市地球温暖化対策実行計画

北九州市では、平成28年8月に「北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画」を策定し、その後、令和3年8月に同計画を改定した「北九州市地球温暖化対策実行計画」を策定した。本計画には、地球温暖化対策をこれまで以上に加速させる各種施策が示されている。

また、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に規定される地方公共団体実行計画(区域施策編・事務事業編)として、また、気候変動適応法第 12 条に規定される地域気候変動適応計画として位置づけられている。北九州市地球温暖化対策実行計画の概要は、表 3.2-64 のとおりである。

表 3.2-64 北九州市地球温暖化対策実行計画

項目	概要				
計画期間	令和3年 (2021年) から令和12年 (2030年) まで				
基本理念	「真の豊かさ」にあふれるまち				
□ 1 ===	『環境と経済の好循環による脱炭素化を軸に、都市や企業の価値・競争力を				
目標	高め、快適で災害にも強く、誰もが暮らしやすい社会』の実現				
	温室効果ガスの排出量の削減に向けた目標・施策は以下のとおり				
	①2050年(目指すべき姿:ゴール)北九州市の「ゼロカーボンシティ」				
	(市内の温室効果ガス排出の実質ゼロを目指す)				
	・エネルギーの脱炭素化				
	・イノベーションの推進				
	・ライフサイクルの変革				
	・気候変動に適応する強靭なまち				
	・国際貢献(「北九州市モデル」を構築・展開し、脱炭素社会のいつ現				
基本施策	に地球規模で貢献)				
	②北九州市グリーン成長戦略				
	・エネルギー分野:脱炭素エネルギーの戦略的な確保				
	・イノベーション分野:イノベーションの推進(財政面・制度面での起				
	業支援)				
	③2030年度(達成目標:ターゲット)部門別の緩和策				
	・家庭部門:省エネ機器の普及、省エネ住宅・建築物の普及				
	・運輸部門:次世代自動車の普及				
	・産業部門:省エネの推進、再エネ最大導入				

「北九州市地球温暖化対策実行計画」(北九州市、令和3年) より作成

④ 瀬戸内海の環境の保全に関する福岡県計画

福岡県では、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第4条の規定に基づき、福岡県の区域(同法第2条第1項に規定する瀬戸内海及び同法第5条第1項に規定する関係府県の区域のうち福岡県の区域をいう。)において、瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策を示した「瀬戸内海の環境の保全に関する福岡県計画」(令和6年2月)を策定(計画期間は、令和5年から概ね10年)しており、概要は表3.2-65のとおりである。

本計画は、瀬戸内海の環境を保全するための目標及びその目標を達成するために講ずべき施策を示すものであり、また、県、関係市町村、事業者及び関係団体等が目標達成に向けて取組みを進めるにあたっての指針となるべきものである。

表 3.2-65 瀬戸内海の環境の保全に関する福岡県計画

項目	概要				
計画期間	令和5年から概ね10年				
	この計画は、「福岡県環境総合ビジョン(第五次福岡県環境総合基本計画)」に具体化された「福岡県の環境の将来像」を念頭に、法の理念に加えられた「気候変				
目標設定に 動」の観点や、経済、社会及び環境の三側面を調和させる「持続可能な					
当たっての (SDGs)」、「人と動物の健康と環境の健全性は一つ」という「ワンヘルス					
将来像	念も踏まえ、新しい時代にふさわしい「地域の実情に応じた里海づくり」を総				
	合的に推進することにより、環境基準が達成され、生物多様性・生物生産性が確保された「きれいで豊かな瀬戸内海」を目指すものとする。				
	本計画の目標は以下のとおり				
	①水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保				
目標	②沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全				
日本	③海洋プラスチックごみを含む漂流・漂着・海底ごみへの対応				
	④気候変動への対応				
	目標達成のために講ずる施策は以下のとおり				
	①水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保				
	(1)水環境管理の観点からの汚濁負荷の低減				
	(2)下水道等の整備の促進等				
	(3)底層環境等の改善				
	(4)油等による汚染の防止				
	(5)栄養塩類の管理等				
	(6)水産資源を含む生物の生息環境の整備等				
	②沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全				
	(1)自然海浜等の保全等				
	(2)海砂利の採取の抑制				
	(3)埋立てにあたっての環境保全に対する配慮				
目標達成の	(4)エコツーリズム等の推進				
ため講ずる	(5)健全な水循環・物質循環機能の維持・回復				
施策	(6)島しょ部の環境の保全				
727	③海洋プラスチックごみを含み漂流ごみ等の除去・発生抑制等				
	(1)海岸漂着物等の除去及び内陸地域を含む発生抑制の推進				
	(2)プラスチックごみ対策の推進				
	(3)循環経済への移行				
	④気候変動への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進				
	(1)監視測定の充実、調査研究等の推進				
	(2)技術開発の促進等				
	(3)栄養塩類管理等における、最新の科学的知見に基づく評価				
	⑤基盤的施策の着実な実施 (1) 環境保入界根の並み 広ば的な事権の登仏符				
	(1)環境保全思想の普及、広域的な連携の強化等 (2)情報提供 広報の充実				
	(2)情報提供、広報の充実 (3)環境教育・環境学習の推進				
	(3)環境教育・環境学習の推進				
	(4)国内外の閉鎖性海域との連携 「瀬戸内海の環境の保全に関する短岡県計画」(短岡県、全和6年2月)。 ヒル佐は				

「瀬戸内海の環境の保全に関する福岡県計画」(福岡県、令和6年2月) より作成

⑤ 北九州市緑の基本計画

北九州市は、平成4年度に「北九州市"緑"のルネッサンス計画」を策定し、緑のまちづくりを進めてきた。その後、平成23年度に計画を改定し、みどりの保全や緑化、公園の整備などを進めてきた。

さらに「北九州市 "緑"のルネッサンス計画」は改定から10年が経過し、近年の激甚化する自然災害の増加、人口減少や少子高齢化の進行、生物多様性や野外活動への関心の高まり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やこれからの時代を見据えた生活様式の見直しなど、みどりを取り巻く社会情勢の変化に対応するため、令和4年1月に「北九州市緑の基本計画」として改定された。

「北九州市緑の基本計画」の概要は、表 3.2-66 のとおりである。

表 3.2-66 北九州市緑の基本計画

項目	概要			
目標年次	令和12年度(2030年度)まで			
計画のテーマ				
計画の視点、基本目標	テーマを実現するための計画の視点(I~III)、視点の基礎、視点に基づく基本目標(①~⑦)は以下の通り 視点 I 自然との共生 ①多様な生物がいきづく豊かなみどりづくり ②みどりのまちづくりを支える人づくり ③共生環境をつなぐみどりのネットワークづくり 視点 II 魅力の向上とにぎわいの創出 ④みんなに愛されるみどりの拠点づくり ⑤みどりを活用してみんなで取組む都市の魅力づくり ⑥みどりによる健康づくり 視点 III 安全・安心の確保 ⑦みどりによる安全で快適なまちづくり 視点の基礎			
施策方針	協働(市民協働・公民連携による花とみどりのまちづくり) 基本目標(①~⑦)に対応した施策方針は以下の通り ①-1 市街地を取り巻くみどりの保全・活用 ①-2 市街地における生物との共生環境の保全・活用 ①-3 市街地における新たなみどりの創出 ②-1 市民協働によるまちなかのみどりの確保 ②-2 みどりのまちづくりにつながる普及・啓発 ③-1 まちを彩る連続したみどりの確保 ④-1 公園種別の体系化と公園づくりの方針 ④-2 みどりによるまちの拠点の魅力づくり ⑤-1 多様な主体と取組むみどりの柔軟な活用 ⑤-2 みどりによるまちのにぎわいと魅力の発信 ⑥-1 健康づくりにおけるみどりの活用 ⑦-1 みどりが有する防災・減災機能の活用 ⑦-2 みどりの安全性や快適性の確保			

「北九州市緑の基本計画」(北九州市、令和4年1月) より作成

⑥ 北九州市都市景観条例

北九州市では、昭和59年に景観施策の根本としての「北九州市都市景観条例」を制定し、平成20年には「北九州市景観づくりマスタープラン」及び「北九州市景観計画」を策定した。また、平成20年には「北九州市都市景観条例」を景観法に基づく条例へ改正し、平成21年から施行している。

「北九州市都市景観条例」は、景観法の規定に基づき必要な事項を定めるとともに、北九州が持つ自然的、社会的、歴史的条件と調和した都市景観の形成に関し、北九州市、市民及び事業者の責務並びに市の施策の基本を明らかにすることにより、地域の個性を生かしたまちづくりを推進し、もって美しく風格のある北九州の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に寄与することを目的としている。

⑦ 北九州市景観づくりマスタープラン、北九州市景観計画

北九州市では、「北九州市都市景観条例」(昭和59年北九州市条例第26号)施行以降、都市景観の向上に関する積極的な取り組みが行われており、平成20年に北九州市の景観施策の基本的な指針となる「北九州市景観づくりマスタープラン」、併せて景観法に基づき良好な景観の形成のための行為の制限等を定めた「北九州市景観計画」が策定されている。

「北九州市景観づくりマスタープラン」は平成 31 年 4 月に改定され、それに沿って、「北九州市景観計画」が令和 2 年 4 月 1 日に変更されており、概要は表 3.2–67、表 3.2–68 のとおりである。

表 3.2-67 北九州市景観づくりマスタープラン

項目	概要			
目標年次	令和10年(2028年)			
基本理念	歴史、ものづくり、自然、そして人々が輝く景観を目指して			
	理念を踏まえた、目標は以下のとおり			
	①地域特性を活かした風格のある景観づくり			
	②歴史と文化を継承する趣のある景観づくり			
目標	③ものづくりの躍動感とまちの活力あふれる景観づくり			
	49近に水辺と緑を感じる景観づくり			
基本姿勢、	③暮らす人、訪れる人に魅力ある景観づくり 景観づくりマスターブラン(平成20年7月策定)では4つの目標「知る」、「守り・創る」、「担う」、「高める」を掲げ、良好な景観の形成を目指し、様々な取組を行ってきた。本計画においても景観づくりの具体的な取組に向けて、「知る」、「守り・創る」、「担う」、「高める」の4つの基本姿勢を定めており、また各基本姿勢に関する行動指針を定めている。 ・基本姿勢 『知る』:市民一人ひとりが、景観は北九州の財産となることを知る『守り・創る』:地域に根差した景観を守り・創る『担う』:地域に相差した景観を守り・創る『担う』:地域が自発的に取り組む仕組みをつくり、多様な主体で景観づくりを担う『高める』:景観に関わる多様な主体が、意識、知識、技術を高める・行動指針『知る』 ①身近な景観の大切さを発見し、認識します。②市民が共感する景観を守り、未来に引き継ぐため、一人ひとりができることを把握します。③守り、残したい景観を把握し、様々な手段を用いて情報発信・共有します。 ③守り、親したい景観を把握し、様々な手段を用いて情報発信・共有します。『守り・創る』 ①地域特性を踏まえた都市や地域の顔となる景観づくりを進めます。②都市の歴史と文化を感じる景観を守り、創ります。 ②参けな自然景観や暮らしとの関わりが深い自然景観を保全します。 ①公共空間における良好な景観形成を促進します。『担う』 ①市民一人ひとりが、景観づくりの担い手となります。 ②多様な主体が連携し、景観づくりの活動を支え合います。『高める』 ①多様なニーズに応じた景観教育の充実を図ります。 ②景観づくりの取組における様々な場面で専門家や大学の参画を図ります。			
	③市民一人ひとりの自覚や責任を促し、北九州市への愛着を育みます。			
	④地域の活性化に繋げる景観資源の活用を進めます。			
	「北九州市景観づくりマスタープラン」(北九州市、平成 31 年 4 月) より作成			

「北九州市景観づくりマスタープラン」(北九州市、平成31年4月) より作成

表 3.2-68 北九州市景観計画

項目	概要			
基本方針	『北九州市景観づくりマスタープラン』に即して、良好な景観の形成を図る ため、景観法に基づいて策定する計画			
目標	景観形成の誘導、景観の保全			
基本施策、施策概要	本計画では、市内全域を「景観計画区域」とし、『北九州市景観づくりマスタープラン』に示す景観形成の基本方針に即し、景観形成の誘導を図る区域として「景観重点整備地区」、「景観形成誘導地域」、関門景観の形成を誘導する地域または保全する地域を「関門景観形成地域」として定める。また、自然景観や田園景観について、自然公園や風致地区などの指定により景観の保全を図る。			

「北九州市景観計画」(北九州市、令和2年4月) より作成

⑧ 北九州市生物多様性戦略 2025-2030

北九州市では、豊かな自然環境を将来にわたって守り、市民と自然とのふれあいを推進することなどを目的として、平成 17 年 9 月に「北九州市自然環境保全基本計画」が策定された。その後、自然環境保全基本計画を改定する形で平成 22 年に「北九州市生物多様性戦略」、平成 28 年には現行の「第 2 次北九州市生物多様性戦略」が策定され、生物多様性の確保に向けた様々な取組が進められている。

国内外の動向では 2022 年に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議 (COP15) において「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030 年までのミッションとしてネイチャーポジティブが掲げられた。2030 年にはこれらを踏まえ新たな国家戦略が策定されるなど、生物多様性をとりまく状況は大きく変化している。

北九州市ではこのような国内外の動向を反映させた「北九州市生物多様性戦略 2025-2030」を 策定しており、概要は表 3.2-69 のとおりである。

表 3.2-69 北九州市生物多様性戦略 2025-2030

項目	概要		
対象期間	2025年度から2030年度までの6年間		
基本理念	「アーバンネイチャー」×「ネイチャーポジティブ」による		
基 平理芯	「都市と自然との共生」		
	北九州ネイチャーポジティブサイクルとして3つの基本目標を設定し、それらの		
	好循環による都市の魅力向上を目指す。		
	【基本目標1:生物多様性を大切にする価値観の形成】		
	生物多様性に対する市民の理解を深め、人と自然とのつながりを大切に思う価		
	値観を醸成する。		
	【基本目標2:生物多様性の適切な保全と回復】		
基本目標	北九州市の生物多様性を保全するだけでなく、回復に向けた取組を推進する。		
	【基本目標3:自然を活用した多様な課題の解決】		
	豊かな自然を活用した、市の魅力向上や持続可能な社会の実現等の多様な課題		
	を解決することで、市の成長へとつなげる。		
	 戦略の推進体制として、北九州ネイチャーポジティブネットワークを創設すると		
	 ともに、その中心的機能として、北九州ネイチャーポジティブセンターを設置。		
	各基本目標に対する主な施策例を以下に示す。		
	【基本目標1:生物多様性を大切にする価値観の形成】		
	 地産地消の推進、エコツアー・エコツーリズムの推進		
	【基本目標2:生物多様性の適切な保全と回復】		
主要施策	 紫川周辺の河川環境整備の推進、自然環境等に配慮したみちづくり		
	 【基本目標3:自然を活用した多様な課題の解決】		
	 脱炭素 (カーボンニュートラル) 社会の実現に向けた取組の推進、循環経済 (サー		
	キュラーエコノミー) システムの構築、上下水道資源を活用したホップの栽培と		
	地ビールの製造		
	「北九州古生物名塔州戦略 2025-2020」(北九州古 今和 7 年 5 日) 上 10 佐武		

「北九州市生物多様性戦略 2025-2030」(北九州市、令和7年5月)より作成

(2) 自然関係法令等

1) 自然保護関係

① 自然公園法等に基づく自然公園

事業実施想定区域及びその周辺には、「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号) に基づく国立 公園、国定公園及び「福岡県立自然公園条例」(昭和 38 年条例第 25 号) に基づく県立自然公園は 存在しない。

② 自然環境保全法等に基づく自然環境保全地域

事業実施想定区域及びその周辺には、「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号) に基づく原 生自然環境保全地域及び自然環境保全地域は存在しない。また、「福岡県環境保全に関する条例」 (昭和 47 年条例第 28 号) 及び「福岡県自然海浜保全地区条例」(昭和 55 年条例第 24 号) に基 づく自然環境保全地域は存在しない。

③ 都市緑地法に基づく特別緑地保全地区

事業実施想定区域及びその周辺における「都市緑地法」(昭和 48 年法律第 72 号) に基づく特別緑地保全地区の指定状況は、表 3.2-70 及び図 3.2-15 に示すとおりである。

表 3.2-70 事業実施想定区域周辺の特別緑地保全地区の指定状況

図中 番号	名称	面積(ha)	
1	番所跡	1.0	
2	夜宮	1.3	

注:1. 令和2年度末時点での指定状況を示す。

2. 図中番号は、図 3.2-15 の番号に対応する。

「北九州市緑の基本計画」(北九州市、令和4年)より作成

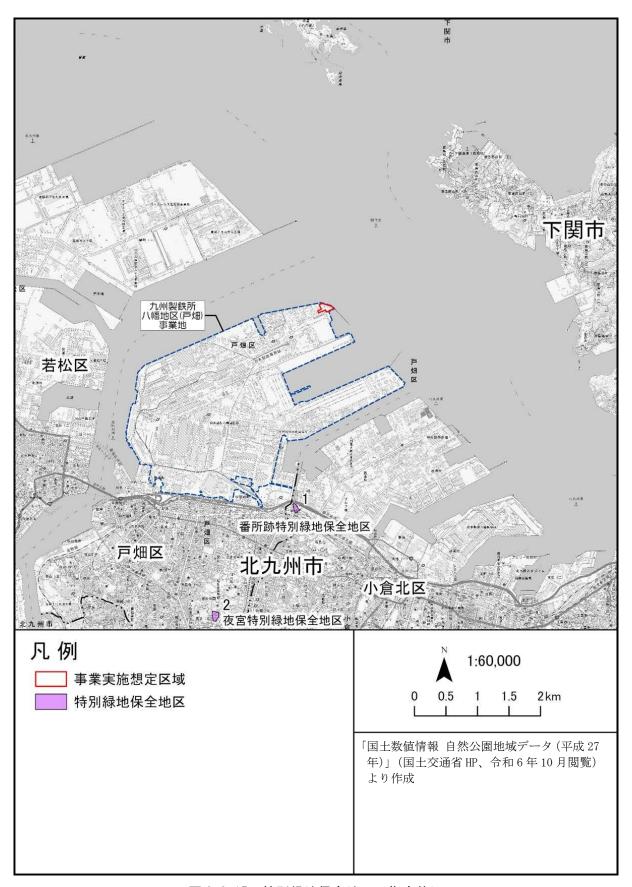


図 3.2-15 特別緑地保全地区の指定状況

- ④ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産地域 事業実施想定区域及びその周辺には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年条約第7号)に基づく自然遺産地域は存在しない。
- ⑤ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区 事業実施想定区域及びその周辺には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法 律」(平成4年法律第75号)に基づく生息地等保護区は存在しない。
- ⑥ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約により登録された湿地 事業実施想定区域及びその周辺には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する 条約」(昭和55年条約第28号)により登録された湿地は存在しない。
- ⑦鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

事業実施想定区域及びその周辺における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号) に基づく鳥獣保護区等の指定状況は、表 3.2-71 及び図 3.2-16 に示すとおりである。

事業実施想定区域の周辺には、県指定の鳥獣保護区及び県指定特定猟具(銃器)使用禁止区域が存在している。

表 3.2-71 事業実施想定区域周辺の鳥獣保護区等

図中 番号	名称	指定区分	面積 (ha)	存続期間
1	足立山	県指定鳥獣保護区	1,903	令和 15 年 11 月 14 日
2	石峰山	県指定鳥獣保護区	1,850	令和11年11月14日
3	若松	県指定特定猟具(銃器)使用禁止区域	1, 703	令和11年11月14日

注:図中番号は、図3.2-16の番号に対応する。

「令和6年度福岡県鳥獣保護区等位置図」(福岡県、令和6年) より作成



図 3.2-16 鳥獣保護区等の指定状況